

都市環境部土木室道路維持課

目 次

1	除雪の基本方針	1
2	除雪の体制	5
3	除雪の実施延長	9
4	冬期間の安全管理	1 0
5	除雪連絡協議会	1 4
6	パートナーシップ除排雪	1 5
7	帯広市からのお願い	1 7
• 溕	添付資料	
	雪捨場位置図	1 9
	令和5年度パートナーシップ除排雪メニュー	2 0

1 除雪の基本方針

1 除雪の目的

冬期間における市道の交通を確保し、市民の生命と財産を守り、市民生活の安定と社会活動の確保を目的とします。

2 除雪の期間

- · 令和 5 年 11 月 15 日~令和 6 年 3 月 31 日
- ・令和6年 4月 1日~令和6年5月中旬(4月以降の降雪時対応として)

3 除雪の出動目安

除雪は、降雪量が10cm~15cmを出動の目安とし、実施します。

また、吹き溜まりが発生したときや、火災・急病人の発生などにより緊急車両が積雪のために走行できないときは、その都度出動します。

4 除雪の実施基準と目標

除雪作業は、次頁に示した「**表1 新雪除雪施工管理区分**」のもと、朝の通勤・ 通学時間までの終了を目標に行います。

ただし、降雪状況によっては目標時間までに終わらない場合もありますが適 宜、除雪作業を行います。

表 1 新雪除雪施工管理区分

CE	عد.	nb-ts-nu	間口	<i>ለ</i> ሁኔቱ ቀክ ሂ ደ	施工	状況	
工種	道路種別		処理	道路形状	仕上がり状況	除雪幅	主な除雪機械
	1種		有	4 車線	舗装路面が	車道幅員の	グレーダー
由	(幹線	<u>.</u>)	713	(片側2車線道路)	出ている状態	70%以上	タイヤショベル
道	2種i		有	2 車線+停車帯 (片側 1 車線のほか	舗装路面が	車道幅員の	グレーダー
除 雪	(準幹	:線)	713	停車帯がある道路)	出ている状態	70%以上	タイヤショベル
Ī	3種i		有	2 車線 (片側 1 車線で	舗装路面が	車道幅員の	グレーダー
市街街	(補助	幹線)	713	停車帯がない道路)	出ている状態	70%以上	タイヤショベル
車道除雪工(市街地区)	4 種	## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##		最小限の	4.0m∼5.0m		
	4 種 道 路	用地幅員	無	2001 42 追叫7	上雪状態 上雪状態	用地幅員の	タイヤショベル
	路	8m 未満	////			60%以上	
由	3種道	3 種道路 1		2 車線 無 (片側1 車線で	舗装路面が	車道幅員の	グレーダー
道	(農村	部幹線)	***	停車帯がない道路)	出ている状態	100%	除雪トラック
車道除雪工(郊外地区		用地幅員 8m 以上	無	He I I I Alberta		4.0m∼5.0m	
工(郊	4 種	用地幅員	無	農村市街地	最小限の	用地幅員の	
外	4 種 道 路	8m 未満	<i>\\\\</i>		圧雪状態	60%以上	タイヤショベル
区	路	│ │農村道	無	 農村道		車道幅員の	
		及11년	777			100%	
除业	古今 红白 、	古	士 心 並	学校周辺で	歩行に支障	除雪機械の	タイヤショベル ロータリー車
除雪工 工		旦崎、川内 指定する歩i		于仅用也(とならない	帰る場合の	ロータリー単 ハンドガイド(人
					路面状況		力)

※大雪・災害時の道路状況によっては、これによらない場合があります。

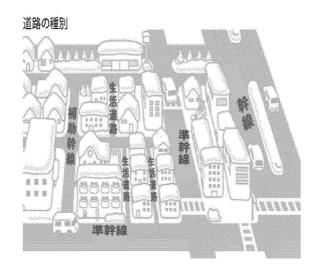


図1 道路種別概略図

種別	道路形状	概要
1種道路	4 車線	幹線道路。 片側2車線の道路。
2種道路	2 車線+	準幹線道路。 側線により概ね車両1 台分の停車スペースがある 道路。
3種道路	2 車線	補助幹線道路。 片側1車線のほか、停車 スペースのない道路。
4種道路	車線区分なし	生活道路。 居住などの日常生活を 主体に利用される宅地 に きして設けられる道 路。



図2 除雪イメージ(幹線道路)

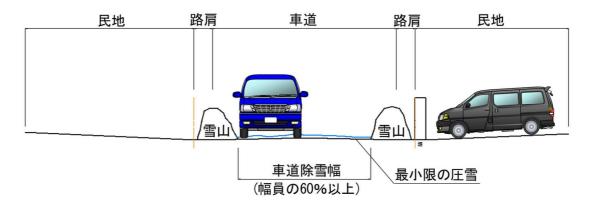


図3 除雪イメージ(生活道路)

5 除雪の基本的な流れ

一次除雪

* 新雪除雪

雪が降ったときに行う最初の除雪。降雪量10~15cmを目安に、 雪質や路面状況を勘案し実施しています。



二次除雪

* 吹込除雪

吹雪により通行障害の危険性がある場合に行う除雪。

* 拡幅除雪

新雪除雪時に寄せた道路脇の雪山を、ロータリー車で削ることで車道幅を広げる作業。

* 路面整正

グレーダーなどで車道の凸凹やわだちを除去する作業。

* 運搬排雪

路肩に堆積された雪山をタイヤショベルなどでダンプトラックに 積込み運搬する作業。

* 交差点雪山処理

幹線道路の交差点に積雪された雪山を除雪ドーザなどで除去する作業。

* 凍結防止剤散布

坂道や交差点など車両通行上危険な場所に凍結防止剤を 散布する作業。

2 除雪の体制

1 除雪の体制

帯広市の除雪作業は、市街地の幹線道路の一部を直営除雪で行い、その他の車道や歩道を民間業者による委託除雪により行います。

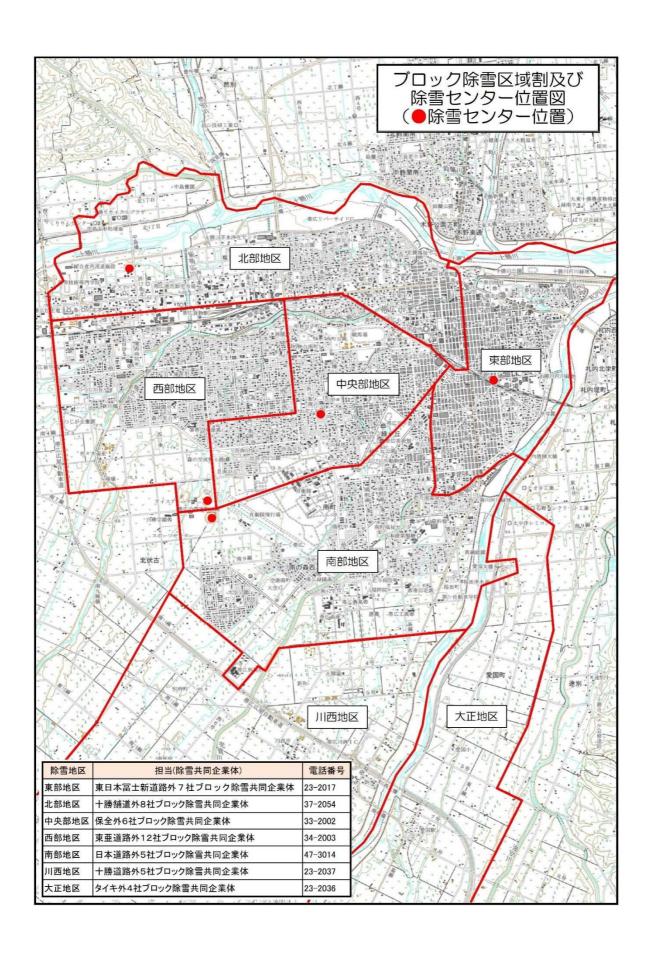
委託除雪は市内を7つの地区(ブロック)に分割し、各地区に、除雪センターを 設置し業務の拠点としています。

直営除雪

市内幹線道路 (一部)	帯広市 都市環境部 土木室 道路維持課	南町南 6線 46番地 4 (帯広市道路車両センター)
-------------	---------------------	--------------------------------

委託除雪

除雪地区	担 当(除雪共同企業体)	所 在 地
東部地区	東日本冨士新道路外7社ブロック 除雪共同企業体	東 4 条南 16 丁目 18-3
北部地区	十勝舗道外8社ブロック 除雪共同企業体	西 23 条北 2 丁目 17-5 (十勝舗道株式会社内)
中央部地区	保全外6社ブロック 除雪共同企業体	西 17 条南 5 丁目 5-1
西部地区	東亜道路外12社ブロック 除雪共同企業体	南町南 7 線 (帯広の森陸上競技場内)
南部地区	日本道路外5社ブロック 除雪共同企業体	南町南 7 線 56 (帯広の森野球場内)
川西地区	十勝道路外5社ブロック 除雪共同企業体	東1条南23丁目8 (十勝道路株式会社内)
大正地区	タイキ外4社ブロック 除雪共同企業体	西 1 条南 29 丁目 17 (タイキ工業株式会社内)



2 除雪機械の説明と台数

(1)除雪機械の説明

名 称	グレーダー	除雪トラック
役 割	車道(幹線道路)の除雪	車道(農村部)の除雪
	・ 鉄の刃を路面に削りながら雪や氷を除去	・ プラウ(排土板)により、前方の雪をかき分
性 能	する。	ける。
	・ 車体が大きく、小回りが利かない。	・ 作業速度は速いが、小回りは利かない。

名 称	タイヤショベル	補助ショベル
役 割	車道(生活道路)及び歩道の除雪	車道(幹線道路)の除雪(間口処理など)
	・ 車道用は、大型のプラウにより雪を左右	・ グレーダーで除雪後、交差点や住宅の間口
性能	に振り分ける。	等の雪処理に使用する。
	・ 歩道用は、小型バケットを装着している。	

名 称	ロータリー除雪車	ハンドガイド
役 割	歩道の除雪及び車道の拡幅除雪	歩道の除雪
性能	・ 前方に取り付けた刃の回転により雪を飛ばす機械。	・ 大型の機械が入れない狭い所を除雪する 小型機械。(小型機械が入れない狭い所は、 人力で行う。)

(2)除雪機械の台数

(台)

						\Ц/	
機 種	車道			歩道			⇒ 1.
機種	直営	委託	計	直営	委託	計	計
除雪トラック		17	17				17
タイヤショベル	2	63	65		31	31	96
グレーダー	3	37	40				40
グレーダー補助ショベル	4	72	76				76
ロータリー	1	2	3		17	17	20
ハンドガイド					6	6	6
計	10	191	201		54	54	255

※直営「グレーダー補助ショベル 4台」は借り上げによる

(3)除雪機械台数の前年度対比

(台)

	機種	令和5年度	令和4年度	増△減
	除雪トラック	17	17	0
車	タイヤショベル	65	66	$\triangle 1$
	グレーダー	40	40	0
道	グレーダー補助ショベル	76	78	$\triangle 2$
	ロータリー	3	3	0
	車 道 除 雪 計	201	204	$\triangle 3$
歩	タイヤショベル	31	32	$\triangle 1$
道	ロータリー	17	13	4
坦	ハンドガイド	6	6	0
	歩 道 除 雪 計	54	51	3
	合 計	255	255	0

(4) 令和6年4月以降の体制

令和6年4月1日から5月中旬までは、除雪出動基準に基づく除雪体制を整え、除雪作業を行います。ただし、各地区の除雪センターは3月31日で閉鎖し、業務の拠点を市道路車両センター(道路維持課)に集約します。

(台)

						\ I	,
機種	車道			歩道			⇒ 1.
放 性	直営	官貸車	計	直営	官貸車	計	計
除雪トラック		9	9				9
タイヤショベル	2		2				2
グレーダー	3	10	13				13
ロータリー	1		1		6	6	7
計	6	19	25		6	6	31

3 除雪の実施延長

1 車道除雪延長

	認定路線	認定外路線	計
	除雪延長	除雪延長	除雪総延長
	A(km)	B (km)	A+B (km)
市街地	787. 3	63. 1	850. 4
川 西大 正	469. 7	36. 6	506. 3
計	1, 257. 0	99. 7	1, 356. 7

※認定路線 : 帯広市が有する道路の内、道路法に基づき市議会の議決を経て認定された道路

※認定外路線:帯広市が有する道路の内、市道認定されていない道路

2 歩道除雪延長

区 分	除雪延長(km)
機械除雪	431.5
人力・ハンドガイド	44. 3
計	475.8

3 運搬排雪・拡幅路線延長

降雪量や道路の状況により、運搬排雪または拡幅除雪の実施を計画している路線です。

区 分	延長(km)
運搬排雪路線	45.8
拡幅路線	170.6

4 除雪延長の前年度対比

区分	単位	令和4年度	令和5年度(計画)	増△減
車道除雪延長	k m	1, 356. 9	1, 356. 7	△0.2
歩道除雪延長	k m	474.4	475.8	1.4

5 直営·委託除雪延長内訳

項	目	単位	車道	歩 道	合 計
直	営	k m	10.0	0.0	10.0
委	託	k m	1, 346. 7	475.8	1,822.5
合	計	k m	1, 356. 7	475.8	1, 832. 5

4 冬期間の安全管理

1 凍結路面対策の実施

(1)ロードヒーティング・定置式路面凍結防止剤散布装置

一部の坂道や、駅の周辺にロードヒーティングや定置式路面凍結防止剤散布装置*を設置しています。

表1 ロードヒーティング設置個所一覧

ロードヒーティング

1	西 5 号坂	緑ヶ丘7丁目	車道延長: 207m 歩道延長: 318m
2	西 6 号坂	西 16 条南 6 丁目	車道延長: 210m 歩道延長: 210m
3	南 8 線坂	西 15 条南 35 丁目	車道延長: 96m 歩道延長:168m
4	帯広駅南周辺部 (交通広場・十勝プラザ)	西3条南13丁目外	歩道・横断歩道延長:546m
5	帯広駅北周辺部 (交通広場・南 11 丁目線)	西2条南12丁目外	歩道・横断歩道延長:809m
6	弥生通副道	西 14 条南 29 丁目	車道延長:151m 歩道延長:132m
7	帯広駅バスターミナル (帯広駅北側)	西 1 条南 12 丁目	歩道・横断歩道延長:297m

定置式路面凍結防止剤散布装置

1	西 10 号坂 (栄通)	西 20 条南 6 丁目
2	西 9 号坂 (19 条通)	自由が丘4丁目



ロードヒーティング



定置式路面凍結防止剤散布装置

※定置式路面凍結防止剤散布装置: 路面の温度や雪を感知し、自動的に路面凍結を防止する薬剤を散布する装置

(2)凍結防止剤(焼砂)散布

市内中心部にある横断歩道部のアイスバーン除去を行うほか、幹線道路の交差点や坂道を中心に、必要に応じて滑り止め用の焼砂や凍結防止剤を散布します。

(3)砂箱の設置

路面凍結により、通行が困難な坂道などに、 滑り止め用の砂が入った「砂箱」を設置し、道 路利用者が自由に滑り止め用の砂を利用できる よう配備します。

(車道用58か所、歩道用4か所)

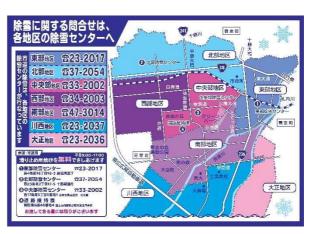


(4) 焼砂の無料配布

生活道路や学校周辺の歩道などに撒いていただけるよう、滑り止め用の焼砂を無料配布します。

安全・安心な道路環境維持にご協力をお願いします。





焼砂の無料配布(左:配布用焼砂、右:チラシによる周知)

2 二次除雪の実施

(1) 拡幅除雪

新雪除雪後に発生する雪山により道路の幅が狭くなり、車や歩行者の通行に著しく支障がある場合は、拡幅除雪を実施します。

(2) 路面整正

路面にわだちや段差が発生し通行に著しく支障がある場合は、路面整正を実施します。

(3) 交差点の雪山処理

道路の交差点部は、雪山により見通しが悪くなり、車両や歩行者の発見が遅れ、事故の危険性が高まります。このため、除雪作業時は交差点右側の雪山を低くするよう努めるほか、必要に応じて雪山の除去を実施します。

特に、小中学校周辺においては交差点排雪を強化し、通学路における冬期間の安全対策の推進を図ります。

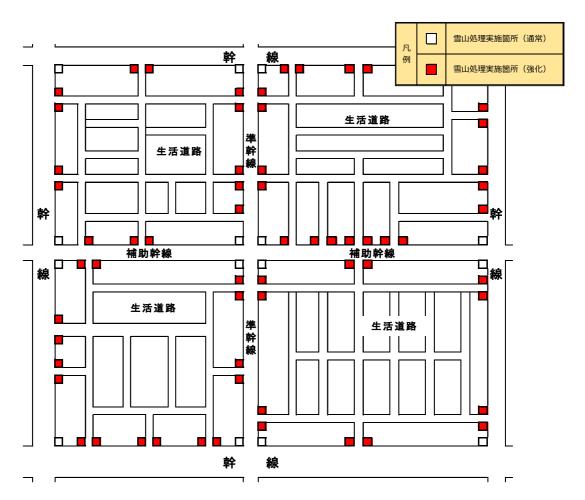


図1 雪山処理概要図



3 その他

(1)道路パトロール

道路状況の把握や除雪状況の確認のため、市と除雪共同企業体により道路パトロールを実施します。

(2) 雪捨場

市民の雪捨てや、排雪に対応するため、3か所の雪捨場を設けます。

	•	X = 11H 21 70	
名	称	住 所	面 積(m²)
十勝川(西 18 条	ま) 雪捨場	西 18 条北 3 丁目	40,000
札内川(依田)雪	詳 捨場	幕別町依田	49,000
札内川(大正)雪	詳 捨場	富士町基線 19 号	8, 100
開設期間	令和5年11月1	5日 ~ 令和6年3月31日	

表 2 雪捨場一覧

※詳しい位置図は添付資料「雪捨場位置図」(P19 参照)

(3)情報の発信

「広報おびひろ」を通じて、帯広市の除雪対策を周知するほか、ホームページや SNS (ライン、フェイスブック、X (旧ツイッター)) を活用し、除雪の出動状況や気象庁で発表している天気予報などの情報を発信します。

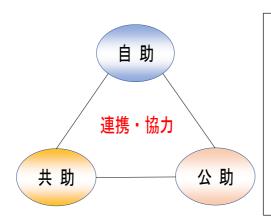


5 除雪連絡協議会

1 除雪連絡協議会

冬期間の生活環境向上に向けた方策を検討するため、市民・除雪業者・行政で構成する「総合除雪連絡協議会」とブロックごとに構成する「地区除雪連絡協議会」を設置しています。

それぞれの代表者が対等の立場で協議を行い、今後の自助・共助・公助の三助による除雪体制の構築を目指すべく情報発信を行い、連携をより強いものとしていきます。



自助:市民一人ひとりが行う除雪。

行政による新雪除雪後、民家の前に堆積された雪山 の除雪などをお願いしています。

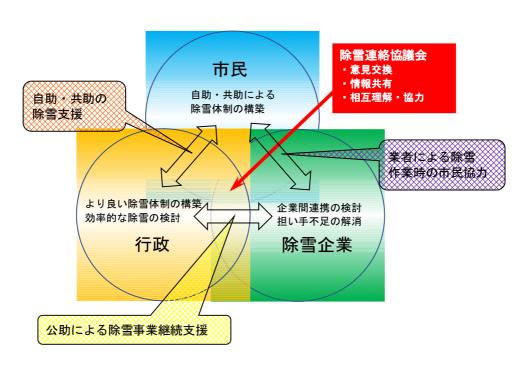
共助:町内会など周辺の方との協力で行う除雪。

高齢者など玄関前の除雪などをお願いしています。

公助:行政の責任で行う除雪。

降雪後の新雪除雪のほか、危険な箇所の運搬排雪、 凸凹を解消する路面整正などを行っています。

三助による連携・協力



除雪連絡協議会の概念図

6 パートナーシップ除排雪

1 パートナーシップ除排雪制度

除雪を行うことにより、生活道路両側の雪山が大きくなります。それに伴い道路幅が狭くなることで通行が困難になり、地先の方や利用する市民から排雪に対する要望・意見が多く寄せられます。

また、高齢者や身体に障害のある方々、いわゆる「除雪弱者」の玄関先除雪の 要望も増えています。

このことから、冬の暮らしを快適にするための一助として、自助・共助による 除排雪支援を行っていきます。

2 パートナーシップ除排雪メニュー

(1) 小型除雪機械購入補助(ハンドガイド及び小型融雪機械)

町内会が市道の除雪を行う際に使用する小型除雪機を購入する場合、購入費の半額を補助する制度です。

(2) 小型除雪機の借上補助(ハンドガイド及び小型ショベル)

町内会が市道の除雪を行う際に使用する小型除雪機を借上する場合、借上費の半額を補助する制度です。

(3)パートナーシップ排雪補助

町内会が業者と協議し、実施計画を立案のうえ排雪を実施する場合、その費用の半額を補助する制度です。対象は地域内の市道ですが、交差点の排雪や高齢者などの玄関先の除排雪も地先の方と合意が得られた場合には対象となります。

(4)町内あき地利用

町内会区域内のあき地について、地主から町内会の雪堆積場として了承をもらい、使用する場合の費用を補助する制度です。

3 小型除雪機貸出制度

狭くなった道路の除雪や、地域に居住する高齢者宅周辺の除雪を行う場合、 市でリースしたハンドガイド除雪機を無料で貸出しする制度です。

4 注意事項

- ・ 補助の金額にはそれぞれ上限があります。
- ・ 複数の町内会がまとまって申請することが可能です。
- ・ (1) から(4) は、1 シーズン 1 項目の利用に限りますが、(4) 町内あき地利用については(1) から(3) と重複利用を可能とします。
- ・ 小型除雪機貸出制度は、原則1町内会当り1シーズン1回限りかつ2週間以内の利用において貸出し、市道の除雪を行っていただくものです。

7 帯広市からのお願い

1 市民へのお願い

円滑な除雪作業を行うため、「広報おびひろ」や「くらしのガイド」などの媒体 を活用し、下記の6点について、協力をお願いしていきます。

(1)路上駐車の禁止

除雪作業最大の「妨げ」であり、作業時間が遅れるだけでなく、場所によっては除雪ができないこともあります。

路上駐車は絶対にやめてください。



(2)玄関前の雪山処理

生活道路では、除雪後に帯状の雪山が家の前 に残ってしまいます。

玄関前の雪の処理は各家庭でお願いします。 ご理解とご協力をお願いします。



(3) 道路への雪出し防止

道路へ雪出しをすると、除雪作業が遅れるだけでなく、わだちやザクザク道路の原因となり、大変危険です。

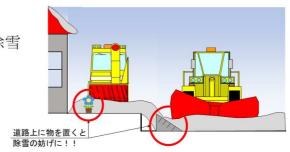
車道への雪出しは絶対にやめてください。



(4) 道路上に物を置かない

除雪作業の支障となるだけでなく、除雪 機械の故障の原因にもなります。

道路上に物は置かないでください。



(5)除雪車への接近禁止

除雪車は視界も狭く、周囲は非常に危険です。

<u>絶対に近づかないでください。</u>



(6)ごみステーションの管理

降雪量によってはゴミステーションの前に帯状の 雪が残ってしまいます。

<u>ごみステーション前の除雪は利用している町内会の</u> 皆様でお願いいたします。

ゴミステーション前の除雪をお願いします。



2 除雪連絡協議会へのお願い

「1. 市民へのお願い」に記載した6点について、除雪連絡協議会を通して効果的な啓発に努めるほか、自助・共助の除雪体制の構築に向けて連携を強化していきます。

3 関係機関、団体へのお願い

安全・安心な道路環境維持に向けて、下記の関係機関に対して協力をお願い していきます。

(1) 帯広警察署

路上駐車や道路への雪出しに対して注意を呼びかけられるよう連携をお願い していきます。

(2) 帯広開発建設部

国道と市道との交差点部除雪について、スムーズな作業ができるよう連携を お願いしていきます。

(3) 帯広建設管理部

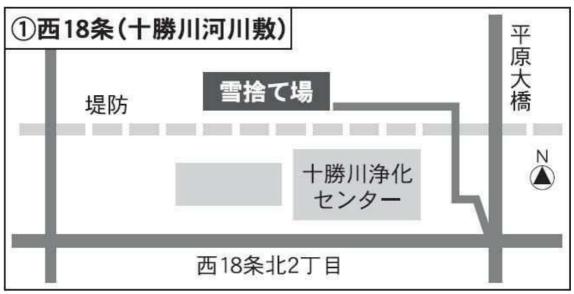
道道と市道との交差点部除雪について、スムーズな作業ができるよう連携を お願いしていきます。

(4) 市内小中学校

学校周辺及び通学路の安全確保に向けて、学校敷地内への排雪など協力をお願いしていきます。

添付資料

雪 捨 場 位 置 図







令和 5年度 パートナーシップ除雪事業メニュー

	HIL	χ - >	ナー・光子に必ってく、・・・・	
項目	補助金額等	申請者	内容	備考
①小型除雪機械購入補助	22万円以内	町内会長	・町内会が地域の市道除雪及び地域に居住する高齢者の玄関先除 雪をしようとするために小型除雪機械を購入するとき、その半 額を助成する。 ・1町内会1台とする。 ・20分制限がある。	・小型融雪機械を含む。 ・複数町内会の申請可能。 ・町内あき地利用制度と 重複利用が可能。
②小型除雪機械借上補助	1 年 4万8千円以内	町内会長	・町内会が地域の市道除雪及び地域に居住する高齢者の玄関先除 雪をしようとするために小型除雪機械を借上げするとき、その 半額を助成する。 ・1町内会1台とする。	・小型融雪機械・中古 の小型除雪機械を含む。 ・複数町内会の申請可能。 ・町内あき地利用制度と 重複利用が可能。
③パートナーシップ 排雪	1km当たり 38万円以内	町内会長	・町内会が主体となって排雪の実施計画をたてて市に申請する。 ・排雪対象は、地域内の市道のみとし私有地は含まないが、高齢 者や身体障害者の玄関先の除排雪も町内会の合意が得られれば 対象にできる。 ・町内会は、実施業者を決定し、実施日時・実施機械の選考等を 実施業者と調整する。 ・利用は、1シーズンにつき1町内1回とする。 ・市と町内会は、要した費用の半額をそれぞれ負担する。	・交差点のみの排雪含む。 ・複数町内会の申請可能。 ・町内あき地利用制度と 重複利用が可能。
④町内あき地利用 制度	330㎡未満 10千円 330㎡~660㎡未満 15千円 660㎡以上 20千円	町内会長	・町内会は、町内の雪堆積場として使用するため、町内にある空き地を地主から借りうける。・町内会は、契約期間が満了したときには町内会の責任で原状に回復させて土地を地主に返還する。	・複数町内会の申請可能。 ・①~③のメニューと 重複利用が可能。

〇受付期間:令和5年11月1日(水)~令和6年1月31日(水) ※ 先着順とし、予算に達し次第受付を締め切ります。 ※ 受付初日に多数の申し込みがあった場合のみ、抽選を行います。

【除排雪に関するお問い合わせ】

· 帯広市都市環境部土木室道路維持課 0155-48-2322

・除雪センター

東部地区除雪センター0155-23-2017北部地区除雪センター0155-37-2054中央部地区除雪センター0155-33-2002西部地区除雪センター0155-34-2003南部地区除雪センター0155-47-3014川西地区除雪センター0155-23-2037大正地区除雪センター0155-23-2036

【インターネットによる市道の除雪状況確認について】

市道の除雪情報は帯広市ホームページ、もしくはツイッターや フェイスブックから確認できますので、ご利用ください。

- ・帯広市ホームページ http://www.city.obihiro.hokkaido.jp
- ・帯広市ツイッター http://twitter.com/obihiro_city
- ・帯広市フェイスブック http://ja-jp.facebook.com/obihirocity
- ・帯広市 Yahoo!くらし https://kurashi.yahoo.co.jp/hokkaido/01207

带広市除雪実施計画

令和5年10月作成

発行 帯広市都市環境部土木室道路維持課 帯広市南町南 6 線 4 6 番地 4 電 話 (0155) 48-2322 FAX (0155) 48-2319